

■ **太陽光発電システム設置による増額申請について**

ア 要件について

太陽光発電システム設置による増額申請の要件																							
R4 助成（～R5/3/31 迄の登録分）	R5 助成（R5/4/1～登録分）																						
①-1 発電出力が 3kw(2.995kw 以上) であること (EV・PHEV 車のみ)	①-2 発電出力が 2kw(1.995kw 以上) であること																						
② 電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであること又は当該位置に自営線で接続されていること ※設置住所が違う場合、 自動車保管場所証明書(車庫証明書) 又は 保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可。【使用の本拠の位置 or 保管場所の位置 = 太陽光設置住所】																							
③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPvm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記の表に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施主体</th> <th>助成制度名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="5">経済産業省 資源エネルギー庁</td> <td>住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成13年度まで)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>住宅用太陽光発電導入促進事業(平成14年度から平成17年度まで)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成20年度から平成23年度まで)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成23年度から平成25年度まで)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>都</td> <td>家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成25年度から平成27年度まで)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td rowspan="2">公社</td> <td>住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成21年度及び平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成23年度及び平成24年度)</td> </tr> </tbody> </table>		実施主体		助成制度名称	1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)	2	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成13年度まで)	3	住宅用太陽光発電導入促進事業(平成14年度から平成17年度まで)	4	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成20年度から平成23年度まで)	5	住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成23年度から平成25年度まで)	6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成25年度から平成27年度まで)	7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成21年度及び平成22年度)	8	住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成23年度及び平成24年度)
実施主体		助成制度名称																					
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)																					
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成13年度まで)																					
3		住宅用太陽光発電導入促進事業(平成14年度から平成17年度まで)																					
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成20年度から平成23年度まで)																					
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成23年度から平成25年度まで)																					
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成25年度から平成27年度まで)																					
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成21年度及び平成22年度)																					
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成23年度及び平成24年度)																					

イ 提出書類

★ 上記の①、②、③の要件を満たす書類をご用意いただく必要がございます。

～要件～ 原則として【A】と【B】の項目からそれぞれ1点ずつ書類を提示してください。

	確認書類	備考
①-1、①-2 若しくは② を満たせる 書類【A】	接続契約のご案内	
	系統連絡票回答書の控え	・電力会社の返答が記入されているもの
	検針票(購入料金のお知らせなど)	・発電設備が「W 発電」も可
	購入実績お知らせサービスなど	・発電設備が「W 発電」も可
	Web 検針票	・発電設備が「W 発電」も可
③を満たす 書類【B】	太陽光モジュール(パネル)の保証書	・設置会社名やお客様名が明記されているもの。
	出力対比表	・バーコードや枚数にて、各要件のkw数を満たしていることがわかること。 ・住所表記がない場合は、【A】より満たす書類を提出すること。
	太陽光設置における契約書及び竣工図など (例:納品書、工事請負契約書、完工証明書など)	・契約書 → 契約者・施主の双方の印や印紙が貼ってあるなど、契約書としての形式になっているもの ・竣工図などは契約書や完工証明書などの書類とセットにて認める。
	上記別表もしくは他の国もしくは区市町村で定める太陽光発電システムに関連した助成を受けたことがわかる書類 (交付決定通知書、額確定通知書)	・認証対象外のものでも、左記の証明書類を提出し、公社が認めた場合、【B】を満たすものとする。 (押印の無い申請書や当時の振込明細、予約受付通知書は不可。)
【A】+【B】 を満たせる	再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(認定通知書)	モジュールを確認するものが手元にない方は、太陽光発電設備施工業者、仲介業者など家関連の事業者の方に認定証明書を出してもらうよう依頼してください。※みなし認定書は不可

<p>可能性がある書類 ※場合によっては他の関連書類の提出を求める可能性がございます。</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について(認定証明書)</p>	<p>もし業者が廃業してわからない場合はご自身でご確認いただく必要がございます。「再生可能エネルギー電子申請」をネットなどで検索いただいて、右側のログイン ID・パスワードが忘れた方はこちらをクリックして内容をご確認いただくようお願いいたします。</p>
<p>《備考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能。 ・二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。 ・太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。 ・全量売電の場合でも要件を満たしてれば増額申請可能です。 ・地番標記にて記載のあるものでも可ですが、なるべく使用の本拠の位置と同一である書類をご用意ください。 ・その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で公社が認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。 		